

(その1)

会計	繰越	検算	転記			ア
か	か	か	か	か	か	0

収 支 報 告 書

令和3年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 たけうちゆずるこうえんかい
(ふりがな)
竹内ゆずる後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 京都市上京区今出川通大宮南西角グラシオン西陣2階

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 竹内 謙

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>竹内 謙</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>竹内 謙</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>

4 会計責任者の氏名 山本 大樹

事務担当者の氏名 山本 大樹

(電話) 075-417-4440

(電話) _____

(電話) _____



資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

103550

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額			4	3	7	3	9	8	1	4
(前年からの繰越額)			3	0	9	1	9	6	8	5
(本年の収入額)			1	2	8	2	0	1	2	9
支 出 総 額				3	2	9	7	7	8	5
翌年への繰越額			4	0	4	4	2	0	2	9

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考			
(ア) 個人からの寄附										0
(うち特定寄附)										0
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0
(ウ) 政治団体からの寄附				3	7	0	5	1	9	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				3	7	0	5	1	9	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										0
イ 政党匿名寄附										0
合 計 (ア + イ)				3	7	0	5	1	9	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考
項目		十億	百万	千	円			
1 経常経費								
(1) 人件費				800	000			
(2) 光熱水費						0		
(3) 備品・消耗品費				525	714			
(4) 事務所費				693	772			
小計			1	299	486			
2 政治活動費								
(1) 組織活動費				556	905			
(2) 選挙関係費						0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			1	412	594			
ア 機関紙誌の発行事業費						0		
イ 宣伝事業費				143	000			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			1	269	594			
エ その他の事業費						0		
(4) 調査研究費				28	800			
(5) 寄附・交付金						0		
(6) その他の経費						0		
小計			1	998	299			
合計			3	297	785			

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 3.備品・消耗品費					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	iPad関連用品			165	000	R3/1/24	ビッグカメラ本店パソコン館	東京都豊島区東池袋1丁目6-7	
2	新聞購読料			227	888	R3/1/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
3	新聞購読料			175	888	R3/3/1	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
4	新聞購読料			176	288	R3/3/29	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
5	新聞購読料			191	688	R3/4/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
6	新聞購読料			188	188	R3/5/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
7	新聞購読料			188	188	R3/6/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
8	書籍代			376	800	R3/7/1	公明党	東京都新宿区南元町17番地	
9	新聞購読料			198	144	R3/7/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
10	名刺印刷代			138	600	R3/8/20	髷サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
11	新聞購読料			198	100	R3/8/30	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
12	新聞購読料			199	500	R3/9/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
13	新聞購読料			203	000	R3/10/28	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
14	新聞購読料			198	100	R3/11/29	丸の内新聞	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
15	書籍代			376	800	R3/12/20	公明党	東京都新宿区南元町17番地	
この頁の小計				3202	112				
その他の支出				2055	02				
合計				5257	114				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 4. 事務所費			
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千 円				
1	トータルサービス料			1 4 8 8 7	R3/1/6	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
2	トータルサービス料			1 4 1 4 9	R3/2/8	富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
3	葉書代			2 5 2 0 0	R3/2/9	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	郵送料			1 0 1 6 0	R3/3/2	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	トータルサービス料			1 8 4 4 2	R3/3/8	富士ゼロックス東京㈱	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	
6	政治資金監査報酬			1 9 9 5 8	R3/3/26	綾田会計事務所	大阪市東淀川区大道南2丁目24番1号	
7	通信料			1 0 4 8 1	R3/3/26	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
8	トータルサービス料			2 3 8 4 9	R3/4/6	*1	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
9	通信料			1 0 4 8 1	R3/4/26	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
10	トータルサービス料			2 3 9 8 7	R3/5/6	*2	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
11	通信料			1 0 4 8 1	R3/5/26	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
12	トータルサービス料			1 5 4 1 9	R3/6/7	*3	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
13	通信料			1 0 4 8 1	R3/6/28	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
14	トータルサービス料			1 7 2 4 9	R3/7/6	*4	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
15	切手代			1 0 0 8 0	R3/7/8	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
	この頁の小計			2 3 5 3 0 4				
	その他の支出							
	合 計							

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 4.事務所費					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億	百万	千	円				
16	トータルサービス料			156	94	R3/8/6	*5	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
17	通信料			104	82	R3/8/26	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
18	通信料			115	82	R3/9/27	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
19	通信料			115	82	R3/10/26	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
20	郵送料			128	52	R3/11/15	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1	
21	通信料			115	82	R3/11/26	ソフトバンク㈱	東京都港区海岸一丁目7番1号	
この頁の小計				737	74				
その他の支出				384	694				
合計				693	772				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 4. 宣伝事業費 (宣伝事業費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	ホームページ保守料			11	000	R3/1/7	㈱FREEMIND 空カンパニー	京都市中京区車屋町通竹屋町上ル砂金町403番地田丸産業ビル	
2	ホームページ保守料			132	000	R3/2/5	㈱FREEMIND 空カンパニー	京都市中京区車屋町通竹屋町上ル砂金町403番地田丸産業ビル	
	この頁の小計			143	000				
	その他の支出				0				
	合 計			143	000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 5.政治資金パーティー開催事業費 (1)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	開催費			3 6 0	4 0 4	R3/12/10	株式会社東京會館	東京都千代田区丸の内3-2-1	
	この頁の小計			3 6 0	4 0 4				
	その他の支出				1 1 0				
	合計			3 6 0	5 1 4				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分					
				5.政治資金パーティー開催事業費 (' 1)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	菓子代			4 0 0	0 0 0	R3/8/3	㈱モンテボッカ	京都市中京区三条通大宮東入御供町293番地	
2	会場費			5 0 9	0 8 0	R3/8/19	㈱ブライトンコーポレーション	千葉県浦安市美浜1-9-1	
	この頁の小計			9 0 9	0 8 0				
	その他の支出				0				
	合 計			9 0 9	0 8 0				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年2月3日

政治団体の名称 竹内ゆずる後援会

会計責任者の氏名 山本 大樹

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 4.事務所費	*1	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 4.事務所費	*2	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 4.事務所費	*3	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 4.事務所費	*4	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その14 4.事務所費	*5	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
その15 1.組織活動費 (組織対策費)	*1	東京都大田区羽田空港3丁目5番10号 ユーティリティセンタービル 8階
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (11/6 竹内譲・国政報告会(東京))	*1	11/6 竹内譲・国政報告会(東京)
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (7/24 竹内譲・国政報告会(京都))	*1	7/24 竹内譲・国政報告会(京都)

政治資金監査報告書

令和 4 年 2 月 3 日

竹内ゆずる後援会

代表 竹内 譲 殿

登録政治資金監査人 篠 田 裕 明

登 録 番 号 第 1 7 9 2 号

研修修了年月日 平成 21 年 5 月 15 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、竹内ゆずる後援会の令和 3 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、竹内ゆずる後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

竹内ゆずる後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、竹内ゆずる後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上